

## カーチス決済サービスURICAに関する規約

この規約（以下「本規約」といいます）は、当社の在庫車両を購入する際の決済手段としてカーチス決済サービスURICA（以下「本サービス」といいます）を利用される方に適用されます。本サービスの利用を申し込まれる方は、本規約をお読みいただき、内容を承諾のうえ、お申し込みください。

なお、本規約で使用される用語は、特定の定めのない場合、カーチス倶楽部のウェブサイト（<http://www.carchsclub.com/>）に掲出されている「カーチス在庫車両に関する売買規約」（以下「売買規約」といいます）に使用されている用語と同義とします。

### 第1条 （申込および与信審査）

1. 本サービスの利用を希望される方は、当社所定の申込書に必要事項を記入のうえ、当社にご提出いただくものとします。
2. 当社は、当該申込書を受領後5営業日以内に与信審査を行い、結果を当該利用希望者（当該審査を通過した方を以下「利用者」といいます）に通知いたします。
3. 利用者には、与信限度額をお知らせいたします。利用者は与信の範囲内において本サービスを利用することができます。
4. 利用者は、当社が与信限度額を予告なく変更する可能性があることをあらかじめ承諾するものとします。

### 第2条 （支払い）

1. 当社は、車両の引渡し完了した個別契約に関し毎月末日にて締切り、翌月10営業日までに請求書を送付するものとします。
2. 前項の請求書を受領した利用者は、車両の引渡日が属する月の翌月末日までに、請求書記載金額を当社指定の銀行口座に振込み支払うものとします。なお、振込手数料は利用者負担とします。

### 第3条 （支払期日を遅延した債権の処理）

1. 利用者が前条に定めた支払期日を遅延した場合、当社は、利用者に対し負担している購入代金債権につき、イー・ギャランティ株式会社（以下「保証会社」といいます）に支払保証を履行してもらうことができるものとします。
2. 前項の定めに従い、当社が支払保証の履行を依頼した場合には、当社は利用者に対しその旨を速やかに通知し、以後、利用者は当該購入代金を保証会社に支払うこととします。

### 第4条 （権利義務譲渡の禁止）

1. 利用者は、事前に当社の書面による承諾を得ることなく、本規約の権利義務の全部または一部を第三者に貸与、譲渡、または担保に供してはならないものとします。

#### 第5条 (有効期間)

1. 利用者が、本サービスを有効に利用できる期間はカーチス倶楽部会員規約第6条(会員たる期間)の定めに従うものとします。

#### 第6条 (利用停止、取消)

1. 当社は、利用者が次の各号の一に該当するときには、何ら通知・催告を要せずして、本サービスの利用停止、または取消することができるものとします。
  - (1) 購入代金その他金銭債務につき支払いを怠ったとき
  - (2) 自ら振出し若しくは引き受けた手形または小切手につき不渡り処分を受ける等、支払停止状態に至ったとき
  - (3) 差押え、仮差押え、競売等の申し立てを受け、または租税滞納処分を受けたとき
  - (4) 破産、特別清算、民事再生もしくは会社更生手続の申立を受け、または自らこれらの申立を行ったとき
  - (5) 解散、合併、減資または営業の全部もしくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき
  - (6) 売買規約、本規約または個別契約に違反したとき
2. 前項の場合、利用者は当社に対する一切の債務につき期限の利益を喪失し、直ちに残債務の弁済をしなければならないものとします。

#### 第7条 (利用者情報)

1. 当社は、本規約に基づき、利用者から開示を受けた情報(以下「利用者情報」といいます)を事前に利用者の承諾を得ずに、当社および保証会社以外の第三者に開示、漏えい等しないものとします。
2. 前利用者情報が個人情報の保護に関する法律に定める個人情報である場合は、当社は、同法の定めおよび当社のプライバシーポリシーに従って、当該利用者情報を取り扱うものとします。

#### 第8条 (規定外事項)

1. 当本規約に記載のない事項については、当社の売買規約及び個別契約の定めが適用されるものとし、本規約の解釈について疑義が生じた場合には、利用者と当社双方にて誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

改定：2024年10月1日